

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年3月15日
【計算期間】	第5期（自 2017年12月19日 至 2018年12月18日）
【ファンド名】	ザ・2020ビジョン
【発行者名】	コモンズ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊井 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町2丁目4番5号 平河町Kビル
【事務連絡者氏名】	田中 司
【連絡場所】	東京都千代田区平河町2丁目4番5号 平河町Kビル
【電話番号】	03-3221-9230
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、お客さま（受益者）の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の成長を図ることを目的とします。

②信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。なお、委託会社（投信会社）は、受託会社（信託銀行）と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは「ザ・2020ビジョン マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

※お客さま（受益者）が購入されるのはベビーファンドとなります。

本書において、文脈により別に解すべき場合を除いて、「当ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。



④商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル (日本含む)	
一般	年2回	日本	
大型株			
中小型株			
	年4回		ファミリーファンド
債券	年6回 (隔月)	北米	
一般		欧州	
公債	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
社債		オセアニア	
その他債券		日々	
クレジット属性 ()	その他 ()	中南米	
不動産投信		アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- **追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- **国内**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **その他資産（投資信託証券(株式 一般)）**：組入れている資産を記載するものとする。
- **年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- **日本**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **ファミリーファンド**：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<http://www.toushin.or.jp/>）

⑤特色

<ファンドの特色>

変化をはじめた企業、**変化**にチャレンジする企業を中心に
中長期の視点で**厳選**し、**ダイナミック**な運用を行います

「ザ・2020ビジョン」命名の由来

コモンズ投信は、2020年を起点に日本は大きく変わると考えてきました。
ファンドの名前でもある「20-20vision (twenty-twenty vision)」には、20フィート（約6m）先まで見通せる「正常視力」という意味があり、「ザ・2020ビジョン」は、この先に起こりうる「変化」をしっかりと見通した運用をしたいという想いを込めました。
（注）なお、信託期間は無期限で、常に5～10年先を見据えた運用を行いますので、2020年に運用を終了する予定はありません。

変 化

中長期的視点で企業の“変化”に着目します

変化をはじめた企業

変化にチャレンジする企業

5 0 銘柄

弊社独自の調査に基づき厳選した企業に投資します

- ・ 投資対象は大型株から小型株まで時価総額で制約しません
- ・ 50銘柄程度への厳選投資を行います。分散効果も十分可能です
- ・ 独自の企業調査を重視し、ベンチマークは設けません

ダイナミック

収益の最大化とリスク回避を目指します

- ・ 株式組入比率を引き上げて収益を狙うタイミングを計ります
 - ・ 現金等組入比率を引き上げて、株価の下落リスク回避を目指します
- ※株式への投資は、信託財産の50%超（100%～30%の範囲内）を基本とします。

変化

「ザ・2020ビジョン」は、5年から10年先の中期的な視点で“変化を始めた企業”と“変化にチャレンジする企業”に着目します。日本の近代史を振り返りますと、明治維新、終戦（太平洋戦争）を起点として新しい国創りが行なわれました。私たちは、次の大きな起点は2020年になるのではないかと考えています。折しも昨年は2025年万博の大阪誘致も決まりました。1964年の東京オリンピックと1970年の大阪万博が戦後の国創りを加速させたように、2020年の東京オリパラと2025年の大阪・関西万博は、新しい形で再び、日本を大きく変えていくことでしょう。

課題先進国とも言われる日本は、世界で最も早く高齢化が進む社会ひとつをとっても、その課題を解決するビジネスは、日本での成長に加え、いずれ高齢化が進む全世界での展開が視野に入るポテンシャルを秘めています。安倍政権では、高齢者が活躍できる環境づくりやロボット技術を活用した健康寿命を延伸する取り組み、再生医療や医療機器などの開発過程を迅速化・効率化するなど、国を挙げてこうした事業の育成を後押ししています。日本という国自体が構造的な「変化」を迎えるなか、各分野で日本企業の多くが変化しようとしています。当ファンドは、中長期的な視点で“変化を始めた企業”、“変化にチャレンジする企業”を中心に選定することを運用方針に掲げています。

50銘柄

当ファンドは50銘柄程度への厳選投資を基本としており、ポートフォリオ全体を安定させるためだけの銘柄選択や、代表的な指標を意識して時価総額が大きいという理由だけでの銘柄選択は行いません。変化をキーワードに大型株と小型株のベストミックスで50銘柄程度への厳選投資を行います。

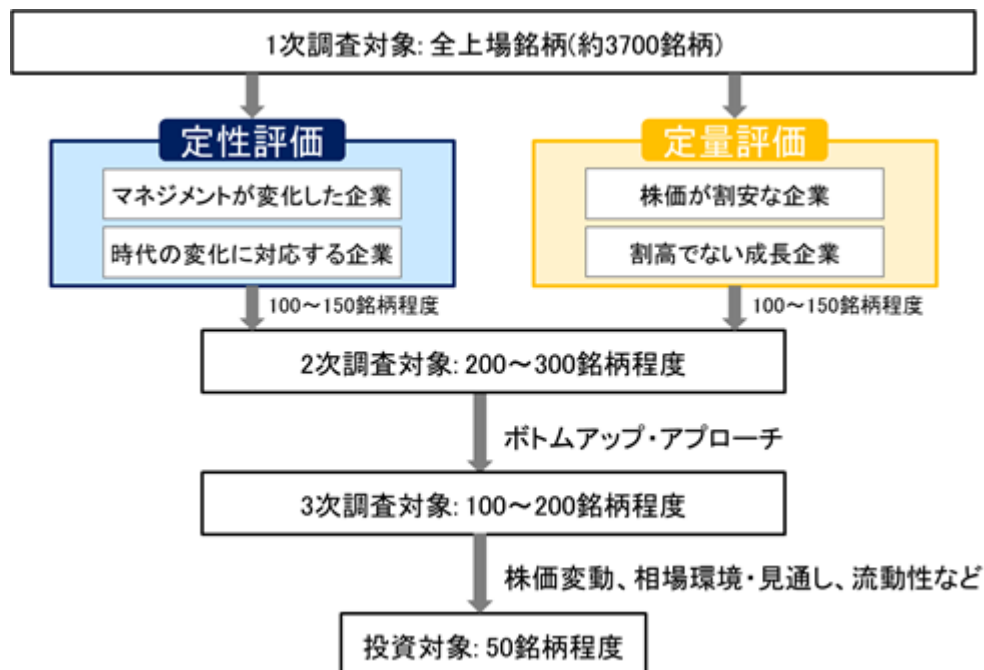
ダイナミック

リーマン・ショックなどの世界同時株安や地政学的リスクなどによって、株式市場全体が大きく下落する事態は、長い歴史の中ではしばしば見られます。いかに将来的な期待が高い銘柄であっても、株価暴落の渦に巻き込まれて短期的に損失を被ることも起こります。当ファンドでは、受益者の皆様からお預かりしている大切な資金を株価下落から守り、成長させるため、ファンドマネジャーが相場を注意深く監視して、株式等組入比率を30%～100%の範囲で機動的にコントロールします。大きな株価下落リスクが高まったと判断される際には同比率を引き下げ、株価下落後は逆に同比率を引き上げて株価上昇のメリットを享受することを目指します。

<ファンドの運用プロセス>

■個別銘柄の選定

当ファンドが投資する銘柄の選定基準と選定プロセスは次のとおりです。



全上場銘柄から投資する50銘柄までに絞り込むプロセスとして、1～3次調査を実施しています。

1次調査では「定性評価」と「定量評価」を行い、全上場銘柄(約3700銘柄)から200～300銘柄をピックアップします。定性評価では100～150銘柄を2つ視点からピックアップします。まず①「マネジメントが変化した企業」です。経営者の交代や経営方針に変化があるなど自発的な変化が見られる企業で収益力や企業価値の向上が期待できます。次に②「時代の変化に対応する企業」です。新しいテクノロジーの発明、生活者視点や人口動態の変化などの時代変化に加えて、業界再編や株主提案などマネジメントの自発的な意志ではなく、外部環境の変化に対応するため変わらざるを得なくなった企業です。当ファンドを担当するファンドマネジャー及びアナリストが、日々調査する中でこの2つの視点に該当する企業をピックアップします。定量評価でも100-150銘柄を2つの視点からピックアップします。①株価に対する割安感(PER、PBR、配当利回りなど)のある企業、そして②財務数値から収益力の変化と持続性(ROEや利益成長率など)が期待できる企業です。これらの項目をシステマティックな分析でスコアリング(得点化)し、上位100-150銘柄をピックアップします。こうして1次調査でピックアップされた200～300銘柄が次の2次調査の対象となります。

2次調査では「ボトムアップ・アプローチ」と「トップダウン・アプローチ」を行い、100～200銘柄程度にまで絞り込みます。ボトムアップ・アプローチでは、ホームページやアニュアルレポート、有価証券報告書、セルサイドアナリストとの意見交換、企業訪問や決算説明会(スモールミーティングなど)においてマネジメントやIR担当者とディスカッションすることなどにより、業績予想を組み立て、成長性や割安性などを判断します。トップダウン・アプローチでは、景気の方角性や市場環境などマクロ的な視点から業績予想の前提などを検証し、成長性や割安性などを判断します。

3次調査では「相場環境」と「株価水準(バリエーション)」によって、最終的に投資する50銘柄まで絞り込みます。相場環境に合わせてより株価上昇の確度が高い銘柄、もしくは株価水準(バリエーション)の観点からまだ株価上昇余地のある銘柄を最終的に選定します。

■株式組入比率の決定

当ファンドはベンチマークを持たない絶対収益追求型ですので、マーケット全体の下落による損失回避を目指すため、株式組入比率は30%～100%の範囲でダイナミックにコントロールします。想定されるマーケット全体の下落リスクとは、地政学的リスクや世界的な金融不安などです。

■当ファンドで当社が受け取る信託報酬の1%程度を、日本の障がい者スポーツのチャレンジャーなどに寄付します。

※ファンドからの拠出ではありません。

選定基準

- ・障がい者スポーツの振興に取り組み、日本のダイバーシティ推進に活躍が期待される個人及び団体
- ・資金使途など、財務内容のディスクローズがしっかりとされていること

選定方法

- ・外部審査委員を含む選考委員会で決定

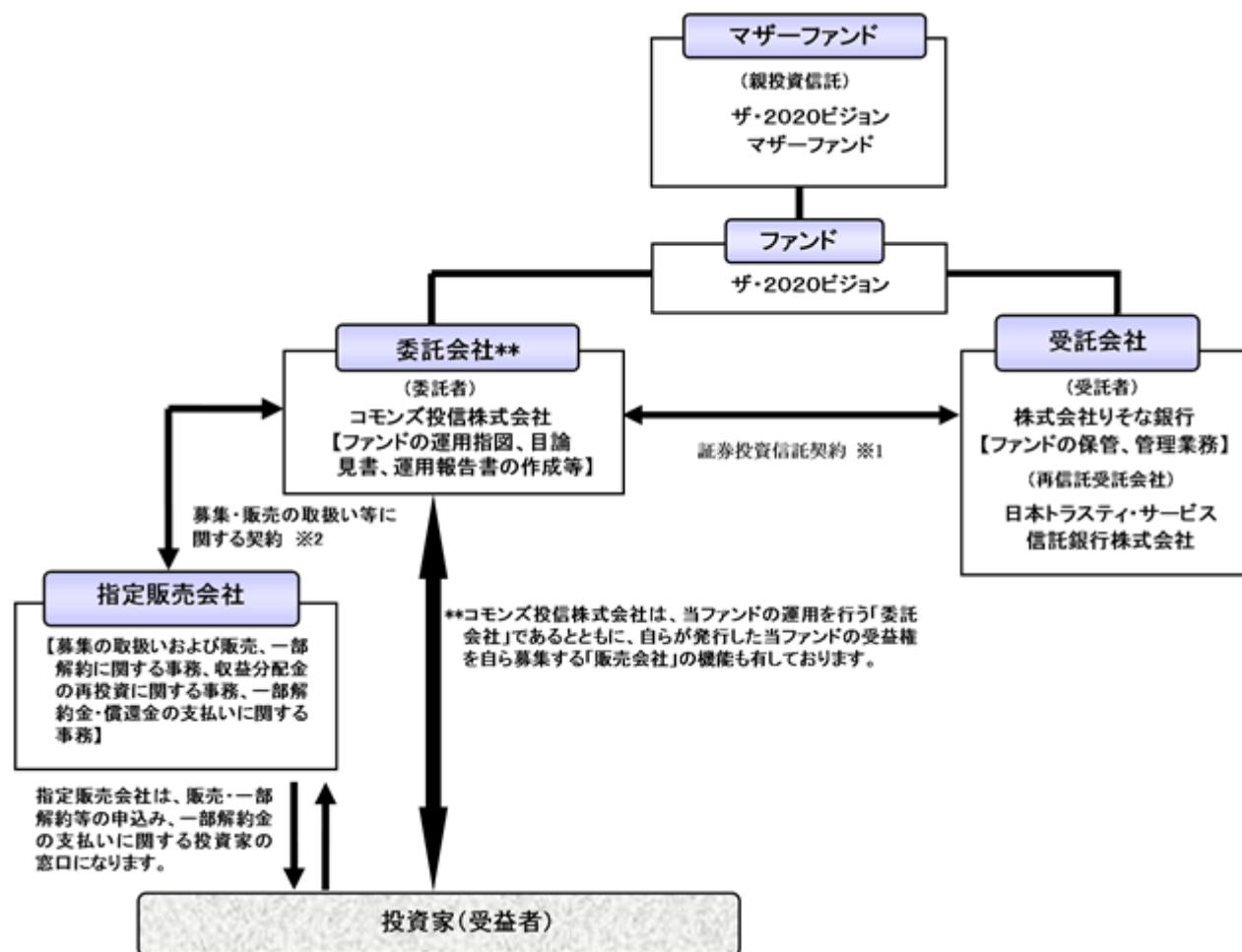
（２）【ファンドの沿革】

2013年12月16日 ファンドの募集開始

2013年12月27日 ファンドの信託契約締結、当初設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※ 1 委託会社と受託会社との契約（信託契約）

当ファンドの運用の関する事項、受託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項を信託契約で規定するものです。

※ 2 委託会社と指定販売会社との契約（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取扱いおよび一部解約に関する業務の内容ならびに手続き等について規定するものです。

②委託会社の概況

a. 資本金 7億95万5,000円（2019年1月末日現在）

b. 会社の沿革

2007年11月6日	株式会社コモンズとして設立
2008年8月29日	コモンズ投信株式会社に商号変更
2008年10月15日	金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第2061号

c. 大株主の状況（2019年1月末日現在）

株 主 名	住 所	所有株式数	比率
吉野 健太郎	東京都世田谷区	7,300株	12.2%
株式会社ベネッセ ホールディングス	岡山県岡山市北区南方3-7-17	4,400株	7.4%
渋谷 健*	東京都渋谷区	4,140株	6.9%

* 渋谷健が保有する株式4,140株のうち、3,135株は金融商品取引法第29条に定める

特別の関係にある者であるシブサワ・アンド・カンパニー株式会社が保有しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、受益者の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

②投資態度

- ・ 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行うことで、国内の金融商品取引所（以下「取引所」といいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ・ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向等によっては、国内の株式等に直接投資する場合があります。
- ・ 運用の基本となるベンチマークは、設定しません。
- ・ 株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の100%～30%の範囲内で機動的に変更できるものとします。

「実質投資割合」とは、投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該有価証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該有価証券等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

- ・ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

＜マザーファンドの運用方針＞

- ・ 主として、国内の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場されている株式の中から、既述したような投資対象選定の基準に照らして優良と判断した企業に投資します。
- ・ 個別企業分析により、“変化しはじめた企業”、“変化にチャレンジする企業”を中心に株価が割安と判断した水準で投資を行います。
- ・ ポートフォリオ・マネジャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。
- ・ ポートフォリオ構築にあたっては、50銘柄程度へ厳選投資を図ります。
- ・ 株式への投資は、投資信託財産の50%超（100%～30%の範囲内）を基本とし、積極的に組み入れ比率を上げて収益を狙うタイミングと、現金比率を上げてリスクを回避するタイミングをコントロールすることをめざします。
- ・ 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

（２）【投資対象】

① 主としてわが国の株式を主要投資対象とします。

詳しい投資対象は以下の通りです。（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券は以下の通りです。（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主としてコモンズ投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「ザ・2020ビジョンマザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で、次号で定めるものの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。
なお、第1号の証券または証書、第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券（「新投資口予約権証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 投資対象とする金融商品は以下の通りです。（約款第16条第2項）
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

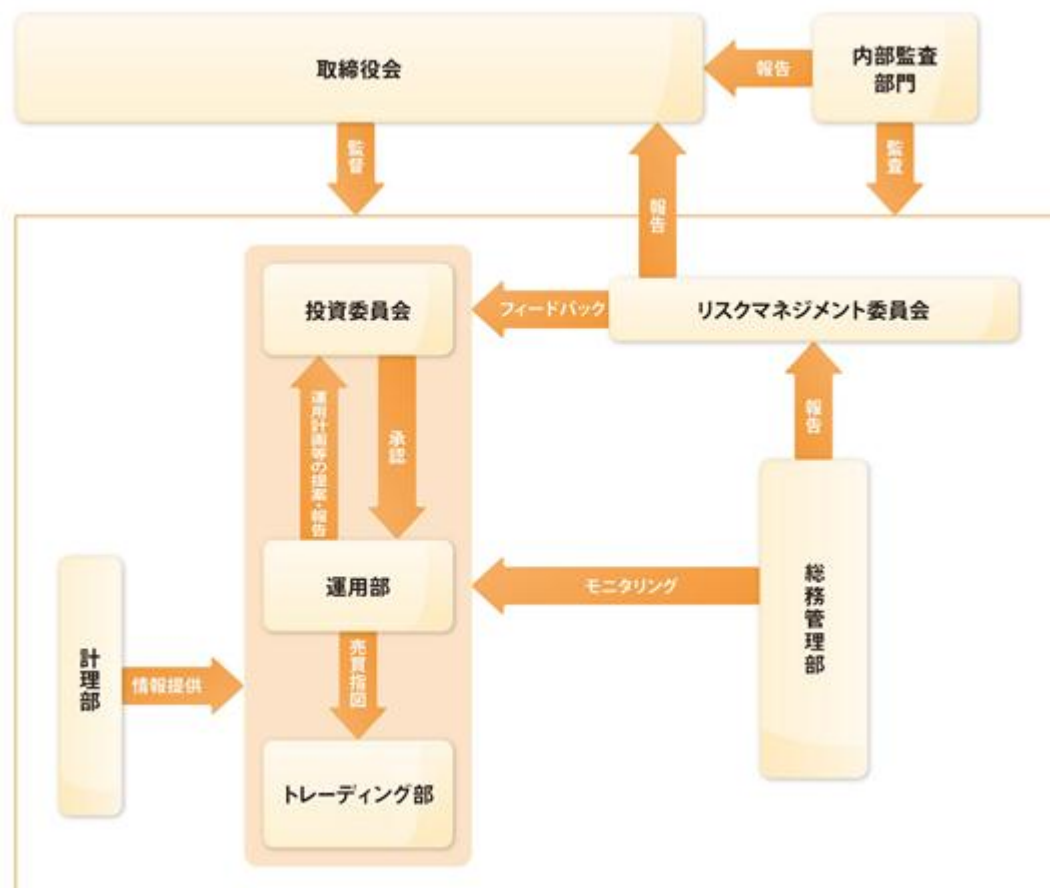
②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象は以下の通りです。

1. 先物取引等（約款第21条）
2. スワップ取引（約款第22条）
3. 金利先渡し取引等（約款第23条）

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・ 運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・ 投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・ 運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・ マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・ 運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・ 運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

＜委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等＞

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

※ファンドの運用体制等は、2019年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊ 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま（受益者）の当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

（５）【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款 運用の基本方針 ２．運用方法

（３）投資制限①）

２．投資信託証券（但し、マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）

への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。（約款 運用の基本方針 ２．運用方法 （３）投資制限②）

３．外貨建資産への投資は行いません。（約款 運用の基本方針 ２．運用方法 （３）投資制限

③）

４．先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。

５．スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

６．金利先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います

７．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとします。

② 信託約款のその他の投資制限

１．投資する株式等の範囲

約款第19条に定める範囲の株式等に投資を行います。

２．信用取引の運用指図

信用取引の運用指図を行う際には、約款第20条の定めに従うこととします。

３．有価証券の貸付の指図及び範囲

約款第24条の定めに従うこととします。

4. 有価証券の空売りの指図

空売りの指図を行う際には、約款第25条の定めに従うこととします。

5. 有価証券の借入れの指図

有価証券の借入れの指図を行う際には、約款第26条の定めに従うこととします。

6. デリバティブ取引等にかかる投資制限

約款第26条の2の定めに従うこととします。

7. 資金の借入れの指図

資金の借入れの指図を行う際には、約款第32条の定めに従うこととします。

③ 法令に定められた投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客さま（受益者）の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客さま（受益者）に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お客さま（受益者）には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

【価格変動リスク】

- 当ファンドは、実質的に国内の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割込むことがあります。

【流動性リスク】

- 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、又は取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があります。この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

【信用リスク】

- 有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合又はそれが予想される場合若しくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、又は利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

【ファンド資産の流出によるリスク】

- 一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- 市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- 当ファンドは50銘柄程度に集中投資を行うため、他のファンドにくらべ1銘柄が全体におよぼす影響が大きくなる傾向にあります。そのため、各種リスクが比較的高くなる可能性があります。
- お客さま（受益者）は、原則として1日あたり5億円を越える換金（解約）のご請求はできません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なります。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

《投資リスクに対する管理体制》

「投資リスク」の管理については、運用部門が各種リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行なうとともに、運用部門とは別の管理担当部署により各種リスクのモニタリングを行い、リスク管理することを基本的な考え方として投資リスクの管理体制を構築しています。各部門の管理体制は次のとおりです。

＜運用部＞

各種リスクについて常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行ないます。

＜総務管理部＞

投資信託財産の運用状況のモニタリングや、法令諸規則、信託約款等の遵守状況に係るモニタリングを行ないます。またモニタリングの結果についてリスクマネジメント委員会に報告します。

＜リスクマネジメント委員会＞

総務管理部より報告されたモニタリングの結果を受け、運用状況および運用に係るリスクについて評価します。その結果について運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。また、必要に応じて評価結果について取締役会に報告します。

＜内部監査部門＞

内部監査部門は、リスク管理体制全般について適切性並びに有効性を監査し、必要に応じて問題点の改善等を勧告します。また、監査結果について取締役会に報告します。

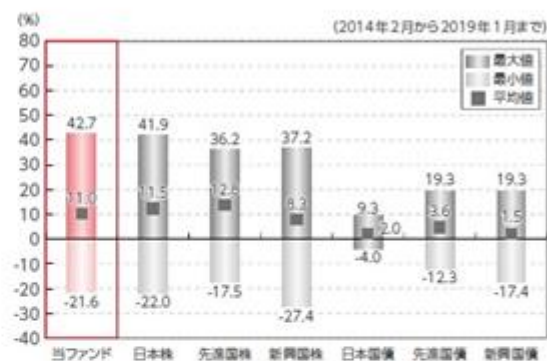
※投資リスクに対する管理体制は、2019年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



注1) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

注2) 当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

注3) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

注4) 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの設定日は2013年12月27日であり、当ファンドの騰落率については各月末の直近1年間の騰落率であるため、ファンド設定1年後の2014年12月末以降のデータを表示しています。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) 配当込指数

先進国株・・・MSCI Kokusai(World ex Japan) Index

新興国株・・・MSCI EM(Emerging Markets) Index

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)

新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Index

(注) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

委託会社に購入申込みをされる場合はありません。指定販売会社に購入申込みをされる場合は、指定販売会社が別に定める購入申込手数料（消費税等を含む。）を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額および信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の配分は次のとおりとなります。

純資産総額		信託報酬総額	委託会社	販売会社	受託会社
300億円迄	年率	1.2420%	0.5940%	0.5940%	0.0540%
	税抜き年率	1.1500%	0.5500%	0.5500%	0.0500%
300億円を超える部分	年率	1.1340%	0.5400%	0.5400%	0.0540%
	税抜き年率	1.0500%	0.5000%	0.5000%	0.0500%
500億円を超える部分	年率	1.0152%	0.4860%	0.4860%	0.0432%
	税抜き年率	0.9400%	0.4500%	0.4500%	0.0400%
1,000億円を超える部分	年率	0.9072%	0.4320%	0.4320%	0.0432%
	税抜き年率	0.8400%	0.4000%	0.4000%	0.0400%
3,000億円を超える部分	年率	0.7884%	0.3780%	0.3780%	0.0324%
	税抜き年率	0.7300%	0.3500%	0.3500%	0.0300%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ。）及び毎計算期間末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

※税額は、2019年1月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払います。

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ②保管費用等
- ③借入金の利息
- ④投資信託財産に関する租税
- ⑤信託事務の処理に要する諸費用

⑥受託会社の立替金の利息

⑦その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 6) ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記⑦その他下記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.108%（税抜0.100%）を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。

ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

<個人の受益者に対する課税>

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率が適用されます。また、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

◆解約代金及び償還金に対する課税

解約代金及び償還金から取得費用（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益については、譲渡所得とみなされ20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税となります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を利用した場合、原則として確定申告は不要です。源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、お客さま（受益者）がお申込みされた委託会社又は指定販売会社にお問い合わせください。

解約時及び償還時の損失（譲渡損失）については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」においては、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金」（特別分配金）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本について

- ①追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ②受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを委託会社と指定販売会社および複数の指定販売会社で取得する場合については委託会社及び指定販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、指定販売会社にお問合せください。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、上記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

（注）上記は2019年1月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ザ・２０２０ビジョン

(平成31年１月末日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,875,828,920	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△5,741,766	△0.14
合計(純資産総額)		3,870,087,154	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「ザ・２０２０ビジョン マザーファンド」です（以下同じ）。

<ご参考>ザ・２０２０ビジョン マザーファンド

(平成31年１月末日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	3,544,983,410	90.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	385,167,797	9.80
合計(純資産総額)		3,930,151,207	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ザ・２０２０ビジョン

(平成31年１月末日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ザ・２０２０ビジョ ン マザーファンド	2,607,352,116	1.3898	3,623,792,725	1.4865	3,875,828,920	100.14

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(平成31年１月末日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.14
合計	100.14

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ご参考＞ザ・２０２０ビジョン マザーファンド

（平成31年１月末日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	任天堂	その他製品	5,000	30,927.50	154,637,500	33,830.0000	169,150,000	4.30
日本	株式	日本電産	電気機器	10,800	13,384.75	144,555,300	13,030.0000	140,724,000	3.58
日本	株式	ソニー	電気機器	25,700	5,582.00	143,457,400	5,467.0000	140,501,900	3.57
日本	株式	エムスリー	サービス業	88,000	1,546.00	136,048,000	1,565.0000	137,720,000	3.50
日本	株式	ユーザベース	情報・通信業	67,400	1,747.07	117,752,518	1,913.0000	128,936,200	3.28
日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	27,200	4,480.00	121,856,000	4,635.0000	126,072,000	3.20
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	40,400	2,780.41	112,328,564	2,912.5000	117,665,000	2.99
日本	株式	ラクスル	情報・通信業	37,600	2,544.60	95,677,243	2,871.0000	107,949,600	2.74
日本	株式	メイコー	電気機器	53,600	1,893.86	101,510,896	1,988.0000	106,556,800	2.71
日本	株式	SHIFT	情報・通信業	21,700	3,296.76	71,539,692	4,780.0000	103,726,000	2.63
日本	株式	花王	化学	12,000	7,934.60	95,215,228	7,672.0000	92,064,000	2.34
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	15,900	6,280.00	99,852,000	5,780.0000	91,902,000	2.33
日本	株式	島津製作所	精密機器	35,900	2,321.00	83,323,900	2,495.0000	89,570,500	2.27
日本	株式	マネーフォワード	情報・通信業	29,000	2,712.37	78,659,005	3,080.0000	89,320,000	2.27
日本	株式	メルカリ	情報・通信業	37,600	2,112.09	79,414,584	2,301.0000	86,517,600	2.20
日本	株式	SCREENホールディングス	電気機器	17,500	4,859.79	85,046,407	4,635.0000	81,112,500	2.06
日本	株式	村田製作所	電気機器	4,700	15,848.56	74,488,232	15,420.0000	72,474,000	1.84
日本	株式	レノバ	電気・ガス業	66,700	860.37	57,386,679	1,061.0000	70,768,700	1.80
日本	株式	ビジョナリーホールディングス	小売業	728,200	89.04	64,838,928	87.0000	63,353,400	1.61
日本	株式	ミネベアミツミ	電気機器	34,800	1,640.00	57,072,000	1,782.0000	62,013,600	1.57
日本	株式	ヤーマン	電気機器	43,800	1,519.21	66,541,398	1,337.0000	58,560,600	1.49
日本	株式	ジャパンエレベーターサービスホールディング	サービス業	32,700	1,676.50	54,821,829	1,750.0000	57,225,000	1.45
日本	株式	すららネット	情報・通信業	6,800	6,113.67	41,572,956	8,260.0000	56,168,000	1.42
日本	株式	北の達人コーポレーション	食料品	128,100	365.39	46,806,459	426.0000	54,570,600	1.38
日本	株式	フィックスターズ	情報・通信業	37,500	1,072.17	40,206,375	1,433.0000	53,737,500	1.36
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	26,500	1,978.05	52,418,348	1,991.5000	52,774,750	1.34
日本	株式	オプトラン	機械	27,800	1,765.25	49,073,950	1,893.0000	52,625,400	1.33
日本	株式	ビジョン	情報・通信業	12,500	3,764.23	47,052,935	4,095.0000	51,187,500	1.30
日本	株式	オロ	情報・通信業	11,200	4,089.63	45,803,954	4,435.0000	49,672,000	1.26
日本	株式	カチタス	不動産業	15,800	2,806.00	44,334,800	3,100.0000	48,980,000	1.24

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成31年1月末日現在）

種類	業種	投資比率(%)
株式	食料品	1.38
	パルプ・紙	1.15
	化学	3.53
	医薬品	3.20
	機械	3.42
	電気機器	19.87
	精密機器	3.01
	その他製品	5.44
	電気・ガス業	1.80
	情報・通信業	24.47
	卸売業	1.34
	小売業	5.47
	銀行業	0.99
	その他金融業	1.21
	不動産業	2.13
	サービス業	11.72
合計		90.19

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ザ・２０２０ビジョン

該当事項はありません。

<ご参考>ザ・２０２０ビジョン マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ザ・２０２０ビジョン

該当事項はありません。

＜ご参考＞ザ・２０２０ビジョン マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ザ・２０２０ビジョン

平成31年１月末日及び同日前１年以内における各月末並びに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(円)		１口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期（平成26年12月18日）	2,246,684,368	2,246,684,368	1.1534	1.1534
第２期（平成27年12月18日）	5,461,615,753	5,461,615,753	1.3528	1.3528
第３期（平成28年12月19日）	5,057,997,943	5,057,997,943	1.3168	1.3168
第４期（平成29年12月18日）	4,610,021,745	4,610,021,745	1.5805	1.5805
第５期（平成30年12月18日）	3,595,318,875	3,595,318,875	1.3079	1.3079
平成30年１月末日	4,684,048,082	—	1.6706	—
２月末日	4,662,968,673	—	1.6509	—
３月末日	4,680,216,424	—	1.6386	—
４月末日	4,595,243,986	—	1.6158	—
５月末日	4,572,635,641	—	1.6650	—
６月末日	4,453,758,261	—	1.6411	—
７月末日	4,377,589,107	—	1.6459	—
８月末日	4,454,430,489	—	1.6612	—
９月末日	4,608,135,842	—	1.7309	—
10月末日	4,014,767,117	—	1.4599	—
11月末日	4,169,337,838	—	1.5101	—
12月末日	3,391,405,449	—	1.2556	—
平成31年１月末日	3,870,087,154	—	1.3931	—

② 【分配の推移】

ザ・２０２０ビジョン

期	１口当たり分配金（円）
１期	0.0000
２期	0.0000
３期	0.0000
４期	0.0000
５期	0.0000

③【収益率の推移】

ザ・２０２０ビジョン

期	収益率（％）
１期	15.3
２期	17.3
３期	△2.7
４期	20.0
５期	△17.2

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

(４)【設定及び解約の実績】

ザ・２０２０ビジョン

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第１期	平成25年12月27日～ 平成26年12月18日	2,344,002,744	396,179,880	1,947,822,864
第２期	平成26年12月19日～ 平成27年12月18日	3,046,950,950	957,434,105	4,037,339,709
第３期	平成27年12月19日～ 平成28年12月19日	929,640,877	1,125,851,056	3,841,129,530
第４期	平成28年12月20日～ 平成29年12月18日	440,247,563	1,364,625,923	2,916,751,170
第５期	平成29年12月19日～ 平成30年12月18日	765,256,048	932,978,806	2,749,028,412

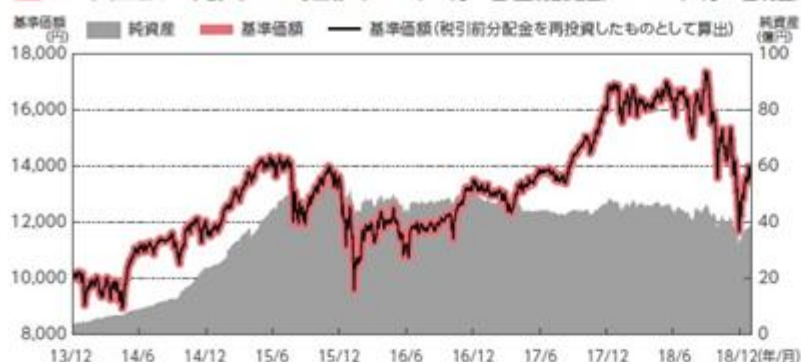
(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注)第１期計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<参考情報>

運用実績

■ 基準価額と純資産の推移 (2013年12月27日(当初設定日)～2019年1月31日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)および、その他費用・手数料控除後の1万口当たりの値です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
2014年12月	0円
2015年12月	0円
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

■ 主要な資産の状況 (2019年1月31日現在)

▶ 資産別構成

資産分配	
資産	組入比率
株式	90.3%
その他資産	9.7%
合計	100.0%

※当ファンドの実質組入比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

▶ 業種別比率の上位

業種別比率	
業種	組入比率
情報・通信業	24.5%
電気機器	19.9%
サービス業	11.7%
小売業	5.5%
その他製品	5.4%

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

▶ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	任天堂	その他製品	4.3%
2	日本電産	電気機器	3.6%
3	ソニー	電気機器	3.6%
4	エムスリー	サービス業	3.5%
5	ユーザベース	情報・通信業	3.3%
6	ペプチドリーム	医薬品	3.2%
7	リクルートホールディングス	サービス業	3.0%
8	ラクスル	情報・通信業	2.7%
9	メイコー	電気機器	2.7%
10	SHIFT	情報・通信業	2.6%

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものとして算出(小数点以下第2位を四捨五入)

※ 2013年は設定日(2013年12月27日)から年末までのファンドの騰落率
当ファンドにはベンチマークはありません。

■ 基準価額の騰落率 (2019年1月末現在)

設定来	39.3%
1年	-16.6%
半年	-15.4%



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間	継続申込期間・・・2019年3月16日から2020年3月17日 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込取扱場所	当ファンドの受益権は、委託会社および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 （受付時間：9：00～17：00 土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス http://www.common30.jp/
申込単位	1. 委託会社の場合 ・委託会社が、別途定める購入単位とします。 2. 指定販売会社の場合 ・指定販売会社が、別途定める購入単位とします。 ※金額指定のみとします。 ※ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。
申込価額	継続申込期間・・・取得申込受付日の基準価額とします。 当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。（日本経済新聞においては、掲載名：2020ビジョン）
申込方法	1. 委託会社の場合 ・「振込」購入・・・ 原則として、1万円以上1円単位で委託会社の指定する銀行口座にお振込みのうえ、当社ネットサービス（MYコモンズ）または、電話連絡による購入方法です。なお、銀行への振込手数料は、お客さま（受益者）のご負担となります。 ・「つみたてプラン」購入・・・ お客さま（受益者）からお届けいただいた金融機関の口座から、3,000円以上1円単位でお客さま（受益者）にあらかじめご指定いただいた金額を、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、お引落しに係る手数料のお客さま（受益者）のご負担は、ありません。 2. 指定販売会社の場合 ・指定販売会社の定める方法によります。

申込手数料	1. 委託会社の場合 購入申込手数料は、ありません。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における購入申込手数料は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
申込受付時間	1. 委託会社の場合 原則として、午後3時までにお客さま（受益者）にお振込みいただいたお申込代金が、委託会社の指定する銀行口座に着金し、当社ネットサービス（MYコモンズ）又は、電話連絡にてご注文が確認できたものを当日の申込みとします。 2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時までには受付けた取得申込み（当該申し込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
申込の受付中止 および取消	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受付けを取り消す場合があります。
クーリング・ オフ非適用	当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。
振替機関等の 口座の提示等	当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、委託会社または指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	1. 委託会社の場合 「解約請求」による換金となります。「買取請求」のお取扱いはございません。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法となります。
換金単位	1. 委託会社の場合 1円以上とします（原則として、金額指定および全額指定のみで受けいたします。）。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める換金単位とします。
解約価額	解約請求受付日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、委託会社および指定販売会社にてご確認ください。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-3221-8730 (受付時間：9：00～17：00 土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス http://www.common30.jp/
換金請求受付時間	1. 委託会社の場合 原則として、午後3時までに受付けた換金請求を当日の解約請求とします。 2. 指定販売会社の場合 原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
受渡方法	1. 委託会社の場合 解約支払金は、解約請求受付日から起算して5営業日目にご指定いただきました「振込先指定口座の振込先」へご入金いたします。 2. 指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。 ※受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとし、振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。
大口換金の制限	お客さま（受益者）は、原則として、1日あたり5億円を超える換金（解約）請求はできません。
換金の受付中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示します。

＜有価証券などの評価基準＞

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

◆マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

◆国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に１万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：2020ビジョン）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社
	コールセンター
	03-3221-8730
	9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）
	ホームページアドレス http://www.common30.jp/

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2013年12月27日より無期限です。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月19日から翌年12月18日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①信託の終了

イ. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

i 信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ii この信託契約を解約することがお客さま（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手続により行います。

a. 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

b. 前記aの書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。

c. 前記aの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

d. 前記aからcまでの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

i 投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記aからcまでの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合

ii 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客さま（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ハ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」のロの書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。

- ニ、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

- イ、委託会社は、お客さま（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更すること、または、この信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更等」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ロ、委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託約款の変更等の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客さま（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ、前項の書面決議において、お客さま（受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ニ、上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客さま（受益者）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。なお、知れているお客さま（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客さま（受益者）は、書面決議について賛成したものとみなします。
- ホ、上記ハ及びニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客さま（受益者）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

③反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、お客様（受益者）が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様（受益者）に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。従って上記①、②に従い、信託の終了または重大な信託契約の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④運用報告書

- イ、委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れているお客様（受益者）に対し、販売会社を通じて交付します。
- ロ、運用報告書（全体版）は、下記「⑦公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、お客様（受益者）から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑥受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又はお客さま（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「②信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、当ファンドを償還させます。

⑦公告

委託会社がお客さま（受益者）に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.common30.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

⑨関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1ヶ月（または3ヶ月）前までに、委託会社及び販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

イ. お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

ロ. 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、当ファンドの投資信託約款に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

- ハ、原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者として）に支払われ、税引き後の当該収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ニ、お客さま（受益者）が収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた収益分配金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた収益分配金は、委託会社に帰属します。

②償還金に対する請求権

- イ、お客さま（受益者）は、持分（受益権口数）に応じて、償還金を請求する権利を有します。
- ロ、償還金のお支払いは、委託会社または指定販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客さま（受益者）（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係るお客さま（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため委託会社または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者として）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から、委託会社または指定販売会社の営業所等にてお支払いします。
- ハ、お客さま（受益者）が償還金について、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときは権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた償還金または指定販売会社が委託会社から交付を受けた償還金は、委託会社に帰属します。

③換金(解約)請求権

- イ、お客さま（受益者）は、自己の有する受益権について、直接または指定販売会社を通じて換金（解約）をご請求になる権利を有します。
- ロ、解約支払金は、お客さま（受益者）の換金（解約）の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客さま（受益者）にお支払いします。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成29年12月19日から平成30年12月18日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

1【財務諸表】

【ザ・２０２０ビジョン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第４期 (平成29年12月18日現在)	第５期 (平成30年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,637,590,659	3,637,311,017
未収入金	4,721,853	7,402,799
流動資産合計	4,642,312,512	3,644,713,816
資産合計	4,642,312,512	3,644,713,816
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,137,428	21,224,859
未払受託者報酬	1,180,581	1,159,267
未払委託者報酬	25,972,758	25,503,864
その他未払費用	—	1,506,951
流動負債合計	32,290,767	49,394,941
負債合計	32,290,767	49,394,941
純資産の部		
元本等		
元本	2,916,751,170	2,749,028,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,693,270,575	846,290,463
（分配準備積立金）	953,933,002	681,042,427
元本等合計	4,610,021,745	3,595,318,875
純資産合計	4,610,021,745	3,595,318,875
負債純資産合計	4,642,312,512	3,644,713,816

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 自 平成28年12月20日 至 平成29年12月18日	第５期 自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	863,626,973	△662,135,755
営業収益合計	863,626,973	△662,135,755
営業費用		
受託者報酬	2,439,492	2,409,100
委託者報酬	53,668,842	53,000,208
その他費用	1,050,748	1,506,951
営業費用合計	57,159,082	56,916,259
営業利益又は営業損失（△）	806,467,891	△719,052,014
経常利益又は経常損失（△）	806,467,891	△719,052,014
当期純利益又は当期純損失（△）	806,467,891	△719,052,014
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	56,348,205	38,644,417
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,216,868,413	1,693,270,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,555,764	456,477,615
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,555,764	456,477,615
剰余金減少額又は欠損金増加額	433,273,288	545,761,296
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	433,273,288	545,761,296
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,693,270,575	846,290,463

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取り扱い 当ファンドの計算期間は、平成29年12月19日から平成30年12月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 〔平成29年12月18日現在〕	第5期 〔平成30年12月18日現在〕
1. 計算期間末日における受益権総数	2,916,751,170口	2,749,028,412口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.5805円 (15,805円)	1.3079円 (13,079円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

項 目		第4期 〔自 平成28年12月20日 至 平成29年12月18日〕	第5期 〔自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日〕
費用控除後の配当等収益額	A	62,316,474円	—円
費用控除後・繰越欠損金補てん後の有価証券売買等損益額	B	674,856,563円	—円
収益調整金額	C	739,337,573円	419,779,267円
分配準備積立金額	D	216,759,965円	681,042,427円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,693,270,575円	1,100,821,694円
当ファンドの期末残存口数	F	2,916,751,170口	2,749,028,412口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	5,805円	4,004円
1万口当たり分配金額	H	—円	—円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	—円	—円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 〔自 平成28年12月20日 至 平成29年12月18日〕	第 5 期 〔自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日〕
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、未収入金等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2.有価証券関係に記載しております。なお当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リスクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等です。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	総務管理部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理状況を適宜リスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 〔平成29年12月18日現在〕	第 5 期 〔平成30年12月18日現在〕
1. 貸借対照表計上額、時価 及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時 価で計上しているため、その差 額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 （1）有価証券	「（重要な会計方針に係る事 項に関する注記）」に記載して おります。	同左
（2）上記以外の金融商品	上記以外の金融商品は、短期 間で決済されるため、時価は帳 簿価額と近似していることか ら、当該金融商品の帳簿価額を 時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関す る事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価 格に基づく価額のほか、市場価 格がない場合には合理的に算定 された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては 一定の前提条件等を採用してい るため、異なる前提条件等 よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期（自 平成28年12月20日 至 平成29年12月18日）

該当事項はありません。

第 5 期（自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

項 目	第 4 期 〔平成29年12月18日現在〕	第 5 期 〔平成30年12月18日現在〕
期首元本額	3,841,129,530円	2,916,751,170円
期中追加設定元本額	440,247,563円	765,256,048円
期中一部解約元本額	1,364,625,923円	932,978,806円

2. 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第4期 〔平成29年12月18日現在〕	第5期 〔平成30年12月18日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	816,331,617円	△693,595,115円
合計	816,331,617円	△693,595,115円

3. デリバティブ取引関係

第4期（自 平成28年12月20日 至 平成29年12月18日）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第5期（自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	組入口数（口）	評価額（円）
親投資信託受益証券	ザ・2020ビジョン マザーファンド	2,610,198,075	3,637,311,017
合計		2,610,198,075	3,637,311,017

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

<ご参考>

「ザ・２０２０ビジョン マザーファンド」

当ファンドは「ザ・２０２０ビジョン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ザ・２０２０ビジョン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

（１）貸借対照表

（単位：円）

項 目	平成30年12月18日現在 金額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	75,720,779
株式	3,631,870,500
未収入金	61,383,113
未収配当金	63,867
流動資産合計	3,769,038,259
資産合計	3,769,038,259
負債の部	
流動負債	
未払金	72,459,826
未払解約金	7,402,799
その他未払費用	1,957
流動負債合計	79,864,582
負債合計	79,864,582
純資産の部	
元本等	
元本	2,647,418,855
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,041,754,822
元本等合計	3,689,173,677
純資産合計	3,689,173,677
負債純資産合計	3,769,038,259

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の全額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成30年12月18日現在
1. 計算期間末日における受益権総数	2,647,418,855口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.3935円 (13,935円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の詳細は有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は(3)附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、株価変動リスクなどの価格変動リスク、流動性リスク及び信用リスク等です。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	総務管理部が、投資信託財産の価格変動リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行い、その管理状況を適宜リスクマネジメント委員会に報告します。リスクマネジメント委員会は、価格変動リスク等の調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	平成30年12月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。
2. 時価の算定方法	
（1）有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。
（2）上記以外の金融商品	上記以外の金融商品（金銭信託等）は、短期間で決済されるた め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿 価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価 額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1. 元本の移動及び計算日の元本の内訳

項目	自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,317,917,559円
期中追加設定元本額	724,821,001円
期中一部解約元本額	1,395,319,705円
期末元本額	2,647,418,855円
元本の内訳※	
ザ・2020ビジョン	2,610,198,075円
ザ・2020ビジョン（適格機関投資家用）	37,220,780円

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成30年12月18日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△866,386,889円
合計	△866,386,889円

3. デリバティブ取引関係

（自 平成29年12月19日 至 平成30年12月18日）

当マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表（平成30年12月18日現在）

第1 有価証券明細表

①株式

(単位：円)

銘柄	株式数 (株)	評価額	
		単価	金額
レンゴー	45,100	837.00	37,748,700
KHネオケム	13,500	2,309.00	31,171,500
花王	10,900	7,961.00	86,774,900
ペプチドリーム	27,300	4,480.00	122,304,000
DMG森精機	55,900	1,293.00	72,278,700
ディスコ	5,300	13,440.00	71,232,000
自律制御システム研究所	600	3,400.00	2,040,000
オプトラン	32,400	1,770.00	57,348,000
ミネベアミツミ	50,100	1,640.00	82,164,000
日本電産	10,300	13,490.00	138,947,000
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	20,300	2,026.00	41,127,800
ヤーマン	39,000	1,534.00	59,826,000
アンリツ	22,400	1,640.00	36,736,000
ソニー	31,000	5,582.00	173,042,000
メイコー	51,600	1,915.00	98,814,000
横河電機	23,500	1,996.00	46,906,000
村田製作所	5,000	16,000.00	80,000,000
S C R E E Nホールディングス	19,300	4,890.00	94,377,000
東京エレクトロン	3,100	13,510.00	41,881,000
島津製作所	55,200	2,321.00	128,119,200
クボテック	88,800	250.00	22,200,000
C Y B E R D Y N E	67,700	563.00	38,115,100
M T G	6,400	5,990.00	38,336,000
任天堂	5,500	30,990.00	170,445,000
レノバ	82,000	862.00	70,684,000
アイスタイル	45,800	898.00	41,128,400
フィックスターズ	51,200	1,075.00	55,040,000
S H I F T	26,800	3,300.00	88,440,000
ユーザベース	65,700	1,752.00	115,106,400
オロ	11,000	4,110.00	45,210,000
エコモット	23,600	1,080.00	25,488,000
マネーフォワード	29,600	2,700.00	79,920,000

すららネット	8,200	6,090.00	49,938,000
野村総合研究所	12,800	4,520.00	57,856,000
ビープラッツ	4,600	8,130.00	37,398,000
ラクスル	36,200	2,543.00	92,056,600
メルカリ	44,400	2,113.00	93,817,200
Ama z i a	500	1,320.00	660,000
E d u L a b	2,100	3,200.00	6,720,000
トレンドマイクロ	16,500	6,280.00	103,620,000
ビジョン	7,700	3,795.00	29,221,500
ソフトバンク	14,200	1,500.00	21,300,000
セブン&アイ・ホールディングス	8,700	4,888.00	42,525,600
Am i d Aホールディングス	200	1,460.00	292,000
シルバーライフ	7,000	5,390.00	37,730,000
ビジョナリーホールディングス	725,200	89.00	64,542,800
ブティックス	7,800	3,715.00	28,977,000
レオス・キャピタルワークス	21,100	1,400.00	29,540,000
C a s a	15,400	1,106.00	17,032,400
アルヒ	12,200	2,295.00	27,999,000
日本リビング保証	11,400	2,747.00	31,315,800
プレサンスコーポレーション	5,900	1,464.00	8,637,600
ハウスドゥ	29,600	1,068.00	31,612,800
カチタス	18,300	2,806.00	51,349,800
エムスリー	97,000	1,546.00	149,962,000
R I Z A Pグループ	73,100	213.00	15,570,300
リクルートホールディングス	39,800	2,787.00	110,922,600
ソラスト	39,900	1,196.00	47,720,400
ジャパンエレベーターサービスホールディン	31,300	1,684.00	52,709,200
ウェルビー	14,500	1,938.00	28,101,000
クックビズ	15,200	1,710.00	25,992,000
HANATOUR JAPAN	17,400	1,591.00	27,683,400
テノ. ホールディングス	700	1,920.00	1,344,000
ポート	9,800	1,480.00	14,504,000
ベルトラ	700	384.00	268,800
合 計	2,375,300		3,631,870,500

②株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ザ・２０２０ビジョン

平成31年１月末日現在

I 資産総額	3,877,295,334 円
II 負債総額	7,208,180 円
III 純資産総額(I－II)	3,870,087,154 円
IV 発行済口数	2,778,022,872 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.3931 円

<ご参考>ザ・２０２０ビジョン マザーファンド

平成31年１月末日現在

I 資産総額	3,988,414,158 円
II 負債総額	58,262,951 円
III 純資産総額(I－II)	3,930,151,207 円
IV 発行済口数	2,643,918,214 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.4865 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約支払金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等（2019年1月末現在）

資本金	7億95万5,000円
発行可能株式総数	90,000株
発行済株式総数	59,736株
最近5年間における資本金の額の増減	
2015年3月	資本金5億2,921万1,250円に増資
2015年10月	資本金6億8,094万1,250円に増資
2018年12月	資本金7億95万5,000円に増資

(2)委託会社の機構（2019年1月末現在）

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は5名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

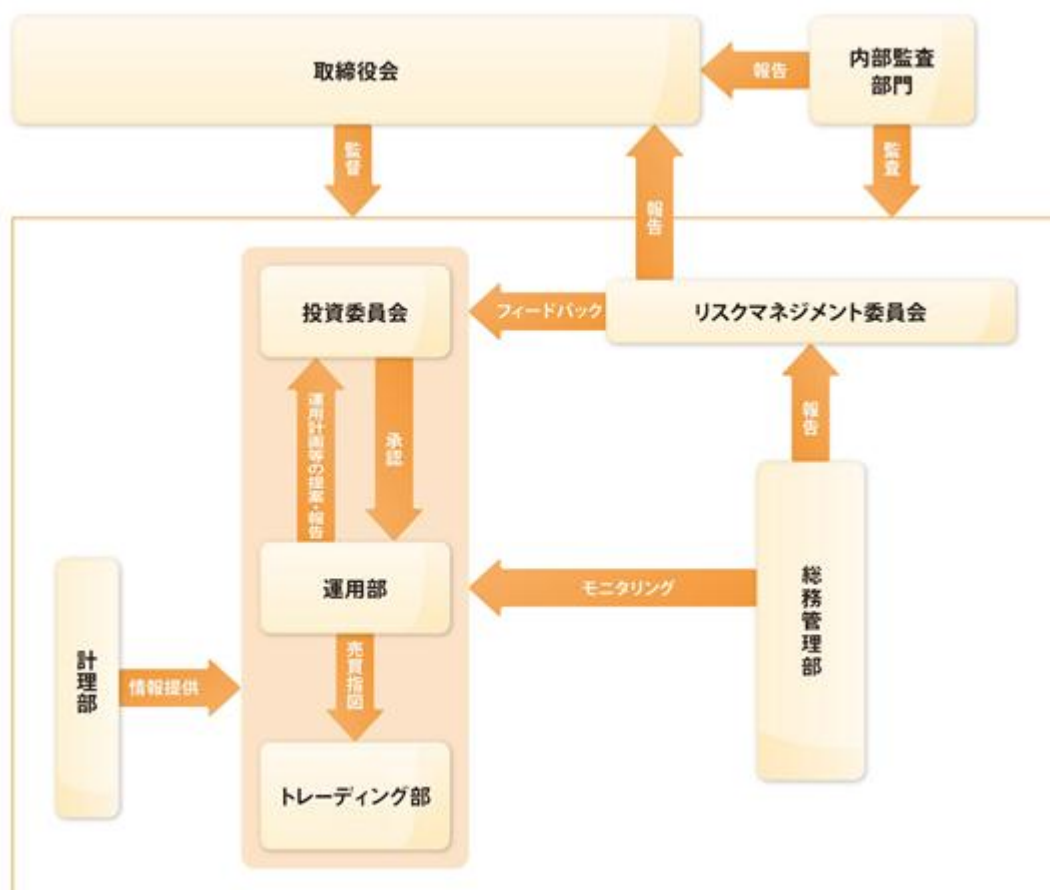
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部、投資情報部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2019年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2019年1月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	5	29,386

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- （１）委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

- （２）財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所のものは、端数を切り捨てて表示しております。

- （３）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）および当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

また、第12期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度末 (平成29年3月31日現在)			当事業年度末 (平成30年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)							
I.流動資産							
現金及び預金			76,609			45,953	
差入保証金			-			672	
直販顧客分別金信託			111,575			122,891	
立替金			500			1,000	
前払費用			1,690			1,690	
前払金			855			742	
未収委託者報酬			55,781			61,990	
未収収益			433			30	
未収入金			12			1	
流動資産計			247,457	93.4		234,971	96.2
II.固定資産							
(1)有形固定資産	※1						
建物附属設備			4,353			-	
器具備品			1,822			-	
有形固定資産合計			6,175	2.3		-	
(2)無形固定資産							
ソフトウェア			1,731			-	
無形固定資産合計			1,731	0.7		-	
(3)投資その他の資産							
差入保証金			9,632			9,385	
その他			10			10	
投資その他の資産合計			9,642	3.6		9,395	3.8
固定資産計			17,549	6.6		9,395	3.8
資産合計			265,007	100.0		244,366	100.0

		前事業年度末 (平成29年3月31日現在)			当事業年度末 (平成30年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)							
1.流動負債							
関係会社短期借入金	※2		-			50,000	
預り金			21,732			24,815	
顧客からの預り金			9,640			10,318	
前受金			443			443	
未払費用			13,684			16,900	
未払金			12,831			14,804	
未払法人税等			4,212			4,423	
未払消費税等			510			460	
流動負債計			63,054	23.8		122,166	50.0
負債合計			63,054	23.8		122,166	50.0
(純資産の部)							
I.株主資本							
資本金			680,941	257.0		680,941	278.7
資本剰余金							
資本準備金		680,941			680,941		
資本剰余金計			680,941	257.0		680,941	278.7
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△1,159,929			△1,239,681		
利益剰余金計			△1,159,929	△437.7		△1,239,681	△507.3
株主資本計			201,953	76.2		122,200	50.0
純資産合計			201,953	76.2		122,200	50.0
負債・純資産合計			265,007	100.0		244,366	100.0

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I. 営業収益					
委託者報酬		225,015		258,322	
その他営業収益		1,759		3,177	
営業収益計		226,774	100.0	261,500	100.0
II. 営業費用					
広告宣伝費		10,916		10,561	
事務委託費		81,602		87,639	
支払手数料		54,271		59,831	
その他		6,083		6,208	
営業費用計		152,873	67.4	164,241	62.8
III. 一般管理費					
給料		110,071		109,223	
役員報酬		21,900		21,900	
給料手当		88,171		87,323	
法定福利費		14,352		14,680	
租税公課		5,212		6,173	
地代家賃		8,375		8,445	
支払報酬		7,320		6,618	
固定資産減価償却費		2,233		2,092	
その他		19,796		21,932	
一般管理費計		167,362	73.8	169,167	64.7
営業損失		93,461	△41.2	71,908	△27.5

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）
IV.営業外収益							
受取利息			79			8	
受取手数料			574			986	
その他			24			1	
営業外収益計			679	0.3		996	0.4
V.営業外費用							
支払利息			-			131	
その他			39			46	
営業外費用計			39	0.0		178	0.1
経常損失			92,822	△40.9		71,090	△27.2
VI.特別損失							
減損損失	※1		-			7,712	
特別損失計			-			7,712	
税引前当期純損失			92,822	△40.9		78,802	△30.1
法人税、住民税及び事業税			950	0.4		950	0.4
当期純損失			93,772	△41.4		79,752	△30.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金合 計		
				繰越利益 剰余金			
平成28年4月1日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,066,157	△ 1,066,157	295,725	295,725
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△ 93,772	△ 93,772	△ 93,772	△ 93,772
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 93,772	△ 93,772	△ 93,772	△ 93,772
平成29年3月31日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,159,929	△ 1,159,929	201,953	201,953

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金合 計		
				繰越利益 剰余金			
平成29年4月1日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,159,929	△ 1,159,929	201,953	201,953
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752	△ 79,752
平成30年3月31日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,239,681	△ 1,239,681	122,200	122,200

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成29年3月31日）

※1有形固定資産の減価償却累計額 2,601千円

※2該当事項ありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

※1有形固定資産の減価償却累計額 一千円

※2当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	—	100,000千円
借入実行残高	—	50,000千円
差引額	—	50,000千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

※1減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社	事業用資産	建物附属設備	4,042
		器具備品	1,094
		ソフトウェア	2,575

当社は、全社を単一としてグルーピングしており、上記の資産については営業活動から生ずる損益が当面継続してマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額の算定に当たっては、使用価値を零として減損損失を算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株 式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	43,961	—	—	43,961
合計	57,957	—	—	57,957

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株 式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	43,961	—	—	43,961
合計	57,957	—	—	57,957

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
 該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（平成29年3月31日）
 該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）
 該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	76,609	76,609	—
(2) 直販顧客分別金信託	111,575	111,575	—
(3) 未収委託者報酬	55,781	55,781	—
(4) 差入保証金	9,632	8,068	△1,563
資産計	253,598	252,034	△1,563
(1) 未払費用	13,684	13,684	—
(2) 未払金	12,831	12,831	—
(3) 未払法人税等	4,212	4,212	—
負債計	30,727	30,727	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	45,953	45,953	—
(2) 直販顧客分別金信託	122,891	122,891	—
(3) 未収委託者報酬	61,990	61,990	—
(4) 差入保証金(※)	10,057	8,743	△1,313
資産計	240,892	239,578	△1,313
(1) 関係会社短期借入金	50,000	50,000	—
(2) 未払費用	16,900	16,900	—
(3) 未払金	14,804	14,804	—
(4) 未払法人税等	4,423	4,423	—
負債計	86,128	86,128	—

(※) 差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払費用、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	76,609	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	111,575	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	55,781	—	—	—
(4) 差入保証金	—	—	8,068	—
合 計	243,965	—	8,068	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	45,953	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	122,891	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	61,990	—	—	—
(4) 差入保証金	672	—	8,071	—
合 計	231,506	—	8,071	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) 関係会社短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
合 計	50,000	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度末（平成29年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度末（平成30年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
未払事業税	1,006千円	1,354千円
繰越欠損金	327,240千円	348,799千円
減価償却超過額	1,058千円	3,385千円
繰延税金資産小計	329,306千円	353,539千円
評価性引当額	△ 329,306千円	△ 353,539千円
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(資産除去債務等関係)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

報告セグメントの概要

当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）**1. 関連当事者との取引**

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親法人及び法人主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	(株)静岡 銀行	静岡県 静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の 借入	資金の 借入(純額) (注)	50,000	関係会 社短期 借入金	50,000
							支払利息 (注)	131	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注) 資金の借入については、市場金利を勘案して、借入利率を合理的に決定しております。なお担保の提供はありません。

2. 親法人又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第12期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)				
I.流動資産				
現金及び預金			93,622	
直販顧客分別金信託			132,876	
立替金			1,050	
前払費用			3,933	
前払金			523	
未収委託者報酬			64,346	
未収収益			614	
未収入金			20	
差入保証金			672	
流動資産計			297,658	96.0
II.固定資産				
(1)有形固定資産	※1			
リース資産（純額）			3,002	
有形固定資産合計			3,002	1.0
(2)投資その他の資産				
差入保証金			9,262	
その他			10	
投資その他の資産合計			9,272	3.0
固定資産計			12,274	4.0
資産合計			309,933	100.0

		第12期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)				
I.流動負債				
関係会社短期借入金	※2		70,000	
リース債務			676	
預り金			43,976	
顧客からの預り金			55,168	
前受金			396	
未払費用			17,726	
未払金			11,988	
未払法人税等			3,991	
未払消費税等	※3		958	
流動負債計			204,883	66.1
II.固定負債				
リース債務			2,587	
固定負債計			2,587	0.8
負債合計			207,470	66.9
(純資産の部)				
I.株主資本				
資本金			680,941	219.7
資本剰余金				
資本準備金		680,941		
資本剰余金計			680,941	219.7
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,259,419		
利益剰余金計			△1,259,419	△406.4
株主資本計			102,463	33.1
純資産合計			102,463	33.1
負債・純資産合計			309,933	100.0

(2) 中間損益計算書

		第12期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)
I. 営業収益				
委託者報酬			144,852	
その他営業収益			1,806	
営業収益計			146,659	100.0
II. 営業費用				
広告宣伝費			3,047	
事務委託費			45,566	
支払手数料			34,961	
その他			2,963	
営業費用計			86,538	59.0
III. 一般管理費				
給料			52,216	
役員報酬		11,017		
給料手当		41,198		
法定福利費			7,048	
租税公課			3,663	
地代家賃			4,222	
支払報酬			3,710	
固定資産減価償却費	※1		337	
その他			8,444	
一般管理費計			79,642	54.3
営業損失			19,522	△13.3

		第12期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （%）
IV.営業外収益				
受取利息			1	
受取手数料			529	
その他			0	
営業外収益計			531	0.4
V.営業外費用				
支払利息			245	
その他			25	
営業外費用計			271	0.2
経常損失			19,262	△13.1
税引前中間純損失			19,262	△13.1
法人税、住民税及び事業税			475	0.3
中間純損失			19,737	△13.5

重要な会計方針

1. 固定資産の償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

※1有形固定資産の減価償却累計額 214千円

※2当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成30年9月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円
借入実行残高	70,000千円
差引額	30,000千円

※3消費税及び地方税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

※1減価償却実施額

有形固定資産 214千円

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社におきまして、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

関係会社短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定に置いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	93,622	93,622	—
(2) 直販顧客分別金信託	132,876	132,876	—
(3) 未収委託者報酬	64,346	64,346	—
(4) 差入保証金(※1)	9,934	8,727	△1,207
資産計	300,779	299,572	△1,207
(1) 関係会社短期借入金	70,000	70,000	—
(2) 未払費用	17,726	17,726	—
(3) 未払金	11,988	11,988	—
(4) 未払法人税等	3,991	3,991	—
(5) リース債務(※2)	3,264	3,253	△11
負債計	106,971	106,959	△11

※1差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

※2リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払費用、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	93,622	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	132,876	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	64,346	—	—	—
(4) 差入保証金	672	—	8,028	—
合 計	291,517	—	8,028	—

4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) 関係会社短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
(5) リース債務	676	688	701	714	483	—
合 計	70,676	688	701	714	483	—

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務等関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

報告セグメントの概要

当社の事業は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

（重要な後発事象）**重要な新株式の発行**

平成30年6月27日開催の定時株主総会及び臨時種類株主総会の授権に基づく第三者割当によるC種類株式の発行について、平成30年12月21日開催の当社臨時取締役会において決議し、平成30年12月28日に払込が完了いたしました。第三者割当増資の内容は以下の通りであります。

(1)募集方法	第三者割当	
(2)発行する株式の種類及び数	C種類株式	1,779株
(3)発行価額	C種類株式1株につき	22,500円
(4)払込期日	平成30年12月28日	
(5)発行価額の総額		40,027,500円
(6)発行価額総額のうち資本組入額		20,013,750円
(7)資金の用途	運転資金	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※ 2019年1月末日現在

(2)指定販売会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんTT証券株式会社	301百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,944百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※2019年1月末日現在

当ファンドの委託会社であるコモンズ投信株式会社は、自己が発行したザ・2020ビジョンの受益権を自ら募集する販売会社としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円（2019年1月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

3【資本関係】

(1)委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

(2)関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

株式会社静岡銀行は委託会社の株式の6.4%を保有しております。（2019年1月末日現在）

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2017年12月21日	有価証券届出書の訂正届出書
2018年9月18日	半期報告書
2018年9月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月5日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鴛海 量明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月21日

コモンズ投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石田 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているザ・2020ビジョンの平成29年12月19日から平成30年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・2020ビジョンの平成30年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

コモンズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成31年2月8日

コモンズ投信株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成30年6月27日開催の定時株主総会及び臨時種類株主総会の授權に基づく第三者割当によるC種類株式の発行について、平成30年12月21日開催の臨時取締役会において決議し、平成30年12月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。